

事務連絡

令和7年4月8日

各 都道府県 民生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定で融資しております。

今般の物価高騰の影響を受けて減益となった社会福祉施設等への資金繰りを支援することにより、経営の安定化に資することを目的として、経営資金については、事務連絡「物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する融資について（令和6年12月23日）」でお示ししたとおり、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を行ってきたところです。そうした中で、引き続き収支が悪化している施設等に対して更なる支援を行うため、本優遇融資を大幅に拡充し、無利子かつ無担保等の優遇措置を講じた融資を行うこととなりました。

つきましては、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、改めてご協力いただきますようお願い申し上げます。

【事務連絡に関するお問合せ先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線2866）

直通電話：03-3595-2616

【優遇融資に関するお問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付 物価高騰対応資金専用番号

直通電話：03-3438-0403

令和7年度



福祉医療貸付部

物価高騰の影響を受けた施設等に対する 経営資金又は長期運転資金のお知らせ

当機構では、物価高騰の影響を受けた福祉医療施設・事業を支援するため、経営資金および長期運転資金のご融資を実施しております。

《対象となる施設・事業》

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、
経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
(医療貸付のみ)
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または
地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年内	①1年6月以内 ②2年内 ③5年内
貸付利率	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益（医業収益）の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付限度額	①500万円 ②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	①500万円 ②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益（医業収益）の2月分
貸付金の限度額 ^{※2}	(①に該当する場合) 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	・病院：7.2億円 ・介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・その他の施設・事業：4,000万円 (①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額) ・物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人 ^{※3}	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 利率は令和7年4月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

▼利率表はこちら

福祉貸付利率表（PDF）もしくは医療貸付利率表（PDF）の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、
貸付条件に応じて変動する場合があります。



※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。

医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。

※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/

